

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和5年2月24日

○出席委員（6名）

委員長 坂倉紀男
委員 奥村敦
委員 坂倉広子

副委員長 片岡直博
委員 浜口一利
委員 世古安秀

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・濱口総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井太
議事総務係書記 岡村なぎさ

次長兼
議事総務係長 平山智博

(午前10時00分 再会)

○坂倉紀男委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を再会いたします。

早速ですが、令和5年3月1日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。

○濱口総務課長 総務課長、濱口です。よろしく申し上げます。

それでは、令和5年3月1日会議に提出いたします議案について説明のほうをさせていただきます。

提出議案一覧表のほうをご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第57号から議案第63号までが令和5年度一般会計及び特別会計、企業会計予算議案7件、議案第64号から議案第72号までが条例議案9件、議案第73号から議案第78号までがその他の議案6件の、合計22件のほうを提出させていただきます。

次のページをお願いします。

また、追加議案として3月10日に令和4年度一般会計及び特別会計補正予算の予算議案6件、諮問で人権擁護委員の1件を予定しております。

それでは、議案第57号から議案第63号、令和5年度当初予算の概要について説明のほうをさせていただきます。

当初予算説明資料をご覧ください。

1ページをお願いします。

当初予算の規模ですが、令和5年度予算の規模は一般会計、特別会計及び企業会計で、総額214億320万円となり、前年度と比べまして10億2,770万円の増となっております。

一般会計では、前年度より8億5,000万円増の124億6,000万円となっております。また、特別会計では、前年度より2億2,650万円増の総額72億4,700万円となり、企業会計では、前年度より4,880万円減の16億9,620万円となっております。

2ページをご覧ください。

予算編成に当たってというところですが、5つの項目について主なものを説明いたします。

まず、1、「出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われるまち」では、保育所運営事業、中央公園施設整備事業、鳥羽東中学校大規模改修事業、学校給食運営事業などでございます。

次、2番目に、「人が集い活力あふれるまち」では、水産研究所維持管理業務、多様な旅行者の受入推進事業、博物館運営事業などでございます。

三つ目、「人と自然が調和した環境にやさしいまち」では、海洋ごみ流出対策事業、地域脱炭素化促進事業でございます。

四つ目、「誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち」では、地域共生社会推進事業、へき地診療所運営事業、都市下水路管理、消防施設整備維持管理経費などでございます。

五つ目、「行政改革大綱（効率的・効果的なまちづくりを進めるために）」では、ふるさと納税推進事業が

主なものとなっております。

3ページをご覧ください。

地域共生社会パッケージとしまして、事業費4,262万7,000円を計上しております。

2040年に向け、市民が生き生きと活躍できるまちづくりなど、豊かに暮らせるまち、人と人が支え合うまちを実現するための事業となっております。

また、デジタル田園都市国家構想交付金としまして、新規事業二つと継続事業一つを国からの交付金を活用する事業として計画しております。

まず、新規事業といたしまして、つながり・はぐくむプロジェクトとして事業費5,550万6,000円を計上しております。コンパクトプラスネットワーク TOBAモデルとして事業費3,438万7,000円を計上しております。

次に、継続事業といたしまして、海洋研究・海洋教育CITY鳥羽として事業費721万2,000円を計画しております。

続きまして、主務課別の主要事業のうち新規事業について、事業名、予算額のみ説明をさせていただきます。ページ、35ページをご覧ください。

企画財政課ですが、地域づくり推進事業といたしまして1,947万8,000円を計上しております。

次に、37ページをご覧ください。

同じく企画財政課で、地域おこし協力隊事業（浦村町）ということで378万8,000円を計上しております。

次に、とんで82ページをご覧ください。

健康福祉課で、伴走型相談支援等事業ということで1,050万円を計上しております。

次、107ページをご覧ください。

環境課で、地域脱炭素化促進事業ということで950万4,000円を計上しております。

次に、129ページをご覧ください。

観光商工課で、鳥羽うみ文化推進事業ということで532万6,000円を計上しております。

次、130ページをご覧ください。次のページです。

同じく観光商工課で、多様な旅行者の受入推進事業ということで3,214万5,000円を計上しております。

次に、142ページをご覧ください。

建設課で、港湾施設整備事業で2,500万円を計上しております。

次に、164ページをご覧ください。

教育委員会で、鳥羽東中学校大規模改修事業で1億7,863万1,000円を計上しております。

180ページをご覧ください。

教育委員会で、地域移行支援事業ということで37万3,000円を計上しております。

新規事業は以上です。

なお、参考までに申し上げますと、新規事業以外で他に拡充とした事業はほかに45事業ございまして、あ

と継続事業等になっております。

以上が予算の概要の説明でございます。

先ほどの議案一覧表のほうに戻っていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、提出議案概要のほうをご覧ください。こちらに沿って議案の説明をさせていただきます。

まず、議案第64号、鳥羽市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の制定についてという部分と、議案第65号、鳥羽市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてということで、2本重なっておりますけれども、これは同じ内容になっていきますので一緒に説明させていただきます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴いまして、個人情報の保護に関する規律が改正個人情報保護法に一元化されます。令和5年4月から施行されるため、鳥羽市の個人情報保護条例を廃止いたしまして必要な事項を定めますとともに、この条例に規定する鳥羽市個人情報保護審査会と、鳥羽市情報公開条例に規定します鳥羽市情報公開審査会を統合した諮問機関として鳥羽市情報公開・個人情報保護審査会を設置するために、必要な事項を定めるものでございます。

改正の主な内容としましては、改正個人情報保護法への一元化ということになっております。

次に、次のページです。

議案第66号をお願いします。鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例等の一部改正についてということで、内容といたしましては、租税特別措置法等の一部改正に伴いまして、所要の改正をするものでございます。

主な内容としましては、引用条項のずれの改正というふうになっております。

次に、議案第67号、鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部改正についてでございます。

内容は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、これも引用条項のずれの改正でございます。

次に、議案第68号、鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

民法等の一部改正及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

こちらの主な内容といたしましては、引用条項のずれの改正、また、所掌事務担当大臣の変更ということで厚生労働大臣から内閣総理大臣に変えるもの、次に、懲戒権に関する規定を削除しております。

次に、議案第69号、鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

民法等の一部改正、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、安全計画の策定、自動車運行時の利用乳幼児の所在確認、衛生管理などについての規定となっております。また、所掌事務担当大臣の変更ということで、同様に厚生労働大臣から内閣総理

大臣に変えるもの、懲戒権に関する規定を削除するものでございます。

次に、議案第70号、鳥羽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。安全計画及び業務継続計画の策定、自動車運行時の利用者の所在確認、衛生管理等についての規定が、ここでも同じように改正されるものでございます。

次に、議案第71号です。鳥羽市国民健康保険条例等の一部改正についてということで、こちらのほうにつきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を改定するとともに、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に係る傷病手当金の支給に関する特例の適用期間について、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、特例の適用期間の延長といたしまして、令和5年3月31日までだったものを令和5年5月7日まで延長するものでございます。また、出産育児一時金の支給金額の改定といたしまして、現状40万8,000円であったものを48万8,000円に上げる改正となっております。

次に、議案第72号、鳥羽市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

堅神火葬場の霊安室（冷蔵庫）の運用を開始するため、所要の改正を行うものでございます。和室の下に霊安室ということで追加されるものの改正となっております。

続きまして、議案第73号から議案第77号につきましては、指定管理者の指定についての議案でございます。

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第73号、指定管理者の指定ということで、桃取コミュニティセンターの指定管理でございます。指定管理者は桃取町内会、山下浩さん、指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

次に、議案第74号、これも同様に、畔蛸コミュニティセンターの指定管理となっております。畔蛸自治会で、指定の期間は桃取と同様でございます。

議案第75号、これも同様に、船津コミュニティセンターの指定管理となっております。船津町内会ということで、指定の期間も同様となっております。

次に、議案第76号、鳥羽大庄屋かどやの指定管理となっております。指定管理者は、かどや保存会会長の寺田直喜さんで、こちらの指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間となっております。

次に、議案第77号、鳥羽市立海の博物館の指定管理ということで、公益財団法人東海水産科学協会ということで理事長、石原真伊さんで、こちらの指定期間は、先ほど同様で令和5年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。

最後に、議案第78号、相互救済事業の委託についてでございます。

市が管理する市営住宅等の一部の行政財産について、災害による財産の損害に対する相互救済事業の委託を

行うに当たりまして、地方自治法第263条の2第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

受託者といたしまして、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構となっております。

以上が、提出議案の説明となります。よろしく申し上げます。

○坂倉紀男委員長 総務課長の説明は終わりました。

次に、会議日程及び議案の取扱いについて、事務局長に説明させます。

事務局長。

○岩井事務局長 それでは、私のほうから3月会議の日程についてご説明いたします。

3月1日の会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長からもご説明のありましたとおり、予算議案7件、条例議案9件、その他議案6件の合計22件でございます。

次に、その議案の取扱い並びに会議日程についてであります。会議日程（案）をご覧ください。

会議日程及び議案の取扱いについては、3月1日に会議を再開いたします。議事に先立ちまして諸報告の後、会議録署名議員の指名、次に、議案第57号から議案第78号の22件を一括議題とし、提案者の趣旨説明をいただきます。

次に、一般質問につきましては、別紙の一般質問通告者一覧表をご覧ください。

通告者は、6人となっておりますので、3月6日月曜日、8日水曜日の2日間とし、鳥羽市議会の運営に関する基準に基づき、1日目に3人、2日目に3人で行いたいと思います。

続きまして、3月10日には、会議録署名議員の指名の後、付託議案を一括上程し、議案に対する質疑の後、各常任委員会に付託を行います。

常任委員会の日程につきましては、3月13日月曜日に行政常任委員会を開催し、15議案について審査を行っていただき、予算決算常任委員会につきましては、3月14日から3月20日の4日間で7議案の審査を行っていただきたいと考えております。

なお、予算決算常任委員会の開始時間につきましては、9時からとさせていただきたいと思います。

次に、3月24日の会議におきましては、会議録署名議員の指名、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決を行いたいと考えております。

その後、発議として鳥羽市議会個人情報保護条例について上程し、提案者の趣旨説明、議案に対する質疑、討論を行った後、表決を行いたいと思います。その後、解散となります。

なお、3月13日からコロナの対応のマスクの着用について、個人の判断によるという形で国・県等は流れておりますが、本庁舎に入るマスクの対応については、引き続きマスク着用という形になりますので、議会の委員会、本会議についても引き続き着用していただきたいと思います。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○坂倉紀男委員長 事務局長の説明は終わりました。

会議日程及び議案の取扱いについて、ご質問、ご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

○坂倉紀男委員長 ないようですので、お諮りいたします。

議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉紀男委員長 起立全員であります。

よって、議案の取扱いについてはそのように決定いたします。

続きまして、追加議案の上程等について、事務局長より説明をさせます。

○岩井事務局長 追加議案としましては、先ほど総務課長からご説明のあったとおり、3月10日に行います。会議録署名議員の指名の後、議案第79号から第84号の6件を一括上程し、提案者の趣旨説明をいただいた後、付託議案一括上程し、議案に対する質疑、その後、委員会に付託を行う予定であります。

その後、諮問第1号を上程し、提案者の趣旨説明をいただきます。

なお、諮問第1号につきましては、人事案件でありますので、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてとなっておりますので、3月1日に全員協議会を開催し、説明を行っていただく予定となっております。

以上となります。

○坂倉紀男委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ないようですので、お諮りいたします。

追加議案等の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉紀男委員長 起立全員であります。

よって、追加議案の取扱いについてはそのように決定いたします。

説明員退席のため、暫時休憩いたします。

(総務課長退席)

(午前10時22分 休憩)

(午前10時28分 再開)

○坂倉紀男委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

協議事項2、中世古泉議員に対する事実確認に入ります。

さきに、本日この場に中世古泉議員の出席を求めるに至った経緯をご説明いたします。

去る2月15日の全員協議会において、中世古泉議員の無免許運転について、このことが議題となりました。氏は、令和3年9月に辞職勧告決議を受けたものの辞職する意思はなく、粛々と議員活動を続けていくと弁明したにもかかわらず、以降も本会議を無断欠席したり委員会資料を持たずに出席するなど、氏の議会に臨む姿には全くの改善が見られませんでした。

このことから、氏の一連の行動は議会の品位を大きく貶めているため、これまでの氏の行動に対し事実確認を行いたいと思います。

中世古泉議員に申し上げます。

これよりあなたに対し事実確認を行ってまいりますので、明瞭簡潔な回答を求めます。

なお、発言の際には挙手をお願いいたします。

それでは、まず初めに無免許運転についてお聞きいたします。

中世古泉議員は、去る令和4年11月30日に自動車運転免許証の失効について、正副議長より指摘があったにもかかわらず、その後、自動車運転を行っている姿を議員等が目撃しております。

この件について説明をお願いいたします。

中世古議員、説明ができますか。

挙手をお願いします。

中世古議員。

○中世古 泉議員 どうしてもこちらへ来る折にも自分の住まいからもちょっと離れているとかいろいろな状況で、車がないことにはどうにも生活とか何もかも行動にも制限がかかってしまうものですから、悪いこととはいえつい運転してしまいました。

○坂倉紀男委員長 以上ですか。

○中世古 泉議員 はい。

○坂倉紀男委員長 それでは、次に本会議の無断欠席と委員会資料の不携帯についてお聞きいたします。

中世古議員。

○中世古 泉議員 本会議に無断、私、出席の日を間違えてたりしたもんですから、ある意味で無断とか私の過失ではそういう欠席になってしまったと思います。私としては無断で議会があるのにそれを無断で欠席するというような考えは一切なかったです。

以上です。

○坂倉紀男委員長 この無断欠席については、事務局から複数回電話しておりますが、いずれも本人が、あなた自身が出ることはなく、また、折り返し連絡も入らなかったと聞いております。

その点はどのように考えておりますか。

○中世古 泉議員 私も休会だというふうに誤解していましたので、多分その日は自宅にいても、自分の自宅周りを整備したりいろいろで表に出ていたと思います。

ですから、ある意味、無断で欠席しようという故意の意識とかそういうのはなかったです。

○坂倉紀男委員長 続いて、お聞きいたします。

委員会資料の不携帯というのが幾度かありました。度重なる注意を受けているにもかかわらず、何度も繰り返されています。

この件についての説明をお願いいたします。

発言のときには挙手を願います。

中世古議員。

○中世古 泉議員 そのとき、資料とか乱雑にしたもんですから、どれがどれか分からなくなってしまって、持ってきても違う資料であったりするものですから、そういうことで資料の不携帯という形になってしまった

のかと思います。

○坂倉紀男委員長 以上ですか。

○中世古 泉議員 はい。

○坂倉紀男委員長 中世古泉議員に回答をいただきました。

無免許運転については……

中世古議員。

○中世古 泉議員 どうしてもこちらへ出席する折にも自宅から町内のバス停へ行くのにも1キロ半ぐらいあって、いろいろな意味でバスに乗るにしてもそこに行くまでにいろいろ行くまでの距離もあつたりしたものですから、そういうことで乗ってしまったのかなと思います。

○坂倉紀男委員長 中世古議員、無免許運転については鳥羽市議会政治倫理条例第4条第1項第8号、「道路交通法第65条第1項に規定する酒気帯び運転その他の市民の安心・安全を脅かすおそれのある違法行為をしないこと」に抵触していること、また、あなたの議会に臨む姿勢は令和4年4月に記入した鳥羽市議会議員政治倫理条例を遵守する旨の宣誓書に著しく反していることから、鳥羽市議会としてはあなたの一連の行動は到底看過できるものではないと言わざるを得ません。

このことから、中世古泉議員に対し、3月1日の本会議において辞職勧告決議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○中世古 泉議員 私からは何も言えることはないと思いますので、そういった議会の状況に私は従うだけかと思えます。

○坂倉紀男委員長 中世古議員に対し、3月1日の本会議において辞職勧告決議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ご異議なしと認めます。

副議長。

○河村 孝副議長 今、皆さんで異議なしということで決めていただきましたけれども、もう少し事実確認、特に本人証言あったところを各委員の方々、聞きたいこともあるでしょうから、その時間を取っていただいたららどうかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

例えば、本人は議会の意向に従うというふうにおっしゃっていますし、無免許運転についても、私と議長が確認できているのは故意ではなく免許更新を失念してこちらに来て、その後、議長から注意を受けてその以降乗らないようにというところをまた無免許で帰ったと。帰ったときのところしか私と議長は確認をしてないし、浜口委員が見たというときも帰っていくときだったんです。

今、本人の説明を聞くとこちらに来るときいろいろと不便でということ、これは故意に無免許と分かっている状態で故意にそれ以外にも運転した事実があるという証言なんです。

その辺の確認をもう少し正確を期すために委員の方々に聞いていただいたらいかかなと思うんですけれども。

○坂倉紀男委員長 今、副議長からご意見が出ましたが、失念していた以降について、注意を受けた、その後に

ついてもまた同じことを繰り返したということですが、このあたりのことについて、ご意見なり本人に対する質問がありましたら言ってください。

浜口委員。

○**浜口一利委員** 先ほどの副議長の話とダブっているところが多いんですけども、当初、中世古議員、先ほどの弁明聞くと運転免許が切れているの承知で乗っていたという話でしたけれども、これって話が全く違うわけで、その当日の朝からのを私も知っているんですけども、期限が切れているのを知らずに運転したという形でしかそのときは言わなかったと思うんですけども、その後は議長と局長に切れていますよと言われて事実を知っているのに故意で帰りは乗っていたというところ、これって本当に、今のような話、弁明で私らがうんと言えらる状況ではないと思うんですけども、最初から聞くと免許が切れているのに生活がなかなかできないので乗っていたというのは、もう一度、ここではっきり言ってください。それが事実であれば。

ただ、それ当日は切れていたのを知らずに乗っていたというようなことで終始しておったと思うんですけども、そのあたりの話が全く違うので本当に憤慨しているんです、私は。

○**坂倉紀男委員長** 中世古議員。

○**中世古 泉議員** 切れているけれども、生活の中にはどうしても車がないことには私の土地でもバスに乗るのにも1キロ半以上距離も相当あって、行くのにもちょっといろいろな意味で都合が悪いというかそういう状況でしたもので乗ってしまいました。

○**坂倉紀男委員長** 浜口委員。

○**浜口一利委員** 運転免許は期限くるのは分かっているわけで、切れる前になるとちゃんと連絡もあって皆更新しているんです、全ての人が。それを何でやらなかったのか。承知で、今の話だともうそんなの通知が来てももう無視してその後乗っているというような弁明で……

○**中世古 泉議員** いえ、無視はしてません。

○**浜口一利委員** 状況ではそうや。

○**中世古 泉議員** 決して無視した状態ではありません。

○**坂倉紀男委員長** 発言は手を挙げてしてください。

浜口委員。

○**浜口一利委員** 今、委員長のほうから注意があったんですけども、もうちょっとちゃんとした理由を説明せなあかん。すぐそんな大きな声で、大きな声出すんやったらこっちもちゃんと大きな声出すよ。

○**中世古 泉議員** 無視したと言うけれども、私は無視してしているわけやないです。悪いとは思いますが、必要悪といいますかあれでしたもんで、私としては悪いとは思いますが乗ってしまったのはそれは事実です。ですから、私はそれに対して何も言うことはないです。悪いのは自分がそういう状況になってしまったという、私の段取りが悪かったんだと思いますので、それに対しては何も言うことはないです。

○**坂倉紀男委員長** 浜口委員。

○**浜口一利委員** 私が言うのは、通知が来ているのを無視しておったのかということや。なぜ通知が来たら更新の手続をしなかったのか。そこを言うの。とんでもないことで憤慨したらあかん。

○**坂倉紀男委員長** 中世古議員。

○中世古 泉議員 決して無視したわけやないです。免許更新は必ず皆さんが行かれるもので、当然、私も行く用意はしてました。ですが、そういった状況が私も悪かったんで、その他の自分の誰かに乗せてもらうというふうな状況、しっかりとあれできなかったんで、そういった状況になってしまったと思います。

○坂倉紀男委員長 浜口委員。

○浜口一利委員 全然違うことでさ。

それはそれでいいとして、いいではないけれども、全く違うけれども、当日、ここへ来たときに局長と議長から免許が切れているのを分かっていた中で帰りなぜ乗っていったのか、それは全く無視したということですよ。注意がちゃんとあったはずやんか。あなたの免許が切れているから乗らないでくださいよという中で帰りは無視して乗って行って、事実を言うなれば私もそこにおいて、運転したらあかんよとめたはずや。それが無視していったという、今の言葉やと思うけれども、そのあたりは承知で行ったということですよ。それはそれでいいですね。

○坂倉紀男委員長 中世古議員。

○中世古 泉議員 車も置いていくわけにもいけませんし、いろいろな意味で車がないとどうしても動けないというような状況がありましたもので、帰り、それで乗っていったのは事実です。

○坂倉紀男委員長 それでは、中世古議員、再三再四注意を受けたけれども、それを無免許運転を承知の上で車の運転をしたというふうなことを認識されていますか。

○中世古 泉議員 はい。

○坂倉紀男委員長 認識しているということは、無免許運転を承知の上で行ったというふうに理解してよろしいですか。

○中世古 泉議員 はい。

○坂倉紀男委員長 そういうことです。

明らかに無免許運転を承知の上でやったということについて、先ほどから申し上げましたように政治倫理条例に著しく違反しているということは明らかであります。

よって、このことから、再度申し上げますが、中世古泉議員に対し、3月1日の本会議において辞職勧告決議を行いたいと思いますが、中世古議員に異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 異議なしと認めます。

皆さんに協議していただきますことがほかにありますか。よろしいですか。

副議長。

○河村 孝副議長 非常に悪質な無免許運転であるということが本人の口から証言と確認がとれましたんで、故意で無免許運転をやったという事実確認はしていただきました。

それ以外のところで政治倫理基準に違反しているところを再度確認していただいたらと思うのは、本会議並びに委員会においてタブレット、議案等の資料を持参しなかった及び無断欠席、遅刻に関して、本人からは、資料については資料が分からなくなってしまったというところで間違ったという説明がありました。

でも、毎回ですよ、皆さんご存じのように。毎回分らないというところを再度確認していただきたいの

と、欠席について休会と思っていたところを、なぜ勝手に休会と思っていたのか、それもちゃんとメールが行って、みんなそれを確認して、事務局のほうには何回も何回も確認の電話は入れていたはずなんです。何回も何回も次はいついつ何時からですよということは事務局は丁寧に答えていたはずなんですよね。にもかかわらず、休会と思っていたところが私にはちょっとまだまだ分からないところなんで、私は委員会のメンバーではないのでなかなかこの場で追及はできないので、もしほかの委員の方が質問されるのであれば、その辺をもう少し聞いていただきたいなというふうに思いますけれども。

もし、委員長のお許しをいただけるのであれば、私直接聞きますけれども、よろしいですか、すみません。

○坂倉紀男委員長 世古委員。

○世古安秀委員 私は、予算決算常任委員長として審議をするに当たってのいろいろなことを求めていますけれども、中世古議員の資料を審議する場に持ってきていないというのは、12月議会ならずそれまでもやっぱり度々あって、私もマイクが放送の以前にも注意したり本人にも資料を持ってきてというふうなことを度々申し上げております。

前回でも放送入ってからでもきちんと資料を持って、審議をする姿勢も示していただきたいということ度を度々申し上げていますが、一向に改善の兆しがなく審議をする意思があるということとはとても見受けられないというふうに私は感じておりますけれども、中世古議員にお聞きしますけれども、私は予算決算常任委員長ですので、なぜ予算決算の委員会の際に資料をきちんと毎回、毎回持ってこないのか、その辺はそれについてはどう考えておりますか、お答えください。

○坂倉紀男委員長 中世古議員。

○中世古 泉議員 毎回と言われるとちょっとそうじゃなかったように思いますけれども。

○世古安秀委員 それだけですか。

○中世古 泉議員 はい。

○世古安秀委員 ほとんど毎回あたりますよ。

○中世古 泉議員 いや、ほとんど毎回ではないです。

○坂倉紀男委員長 世古委員。

○世古安秀委員 私は何月何日の議会、委員会にというふうなところ、そういうところまでは細かくは承知はしていませんけれども、注意に対しては委員会の前に資料を持っているかというふうな確認をしたりしております。

それがない場合はいつも事務局がフォローしていただいて、資料を代わりに貸してあげるというふうなところをほとんど毎回と言うほど、私の記憶ではそういうふうな状況であったというふうに見ておりますけれども、毎回、毎回でなかったというたら、いつそしたら資料をこの日は持ってきたというふうなことを言えますか、お答えください。

○中世古 泉議員 明確にはいつとは私も正直言い切れません。資料を持ってきても違う資料であって、間違いで持ってきてもたりいろいろなことがあったのは事実ですので、故意に持ってきていないという意味ではちょっと違うのかなと思うので、自分でもこれでいいのかなと思って持ってきたつもりでいたら、実は全然違うというふうな状況もありましたもので、私としてもちょっと自分で確認したつもりで持ってきたつもりなんで

すけれども、そういう状況のときはありましたので、よく資料を持参せずに出席してしもたということはありませんでした。

○坂倉紀男委員長 世古委員。

○世古安秀委員 資料を持ってこなかったということに対しては、中世古議員は審議をする意思がなかったというふうに思われても仕方がないと思うんですけれども、それに対してはどういうふうにお答えしますか。

○坂倉紀男委員長 中世古議員。

○中世古 泉議員 審議する意思がなかったと、言われてそんな出席する限りは皆さんの意見も聞き、状況で私、それはそれなりに自分で判断したと思いますので、それは当たらないと思います。

じゃあ、私は何も考えてなくこれ出席するかとと言われて、一応、皆さんの流れの中で皆さんの発言の中でいろいろ聞いて、いいこと言うてくれるとかいろいろ考えの中でするので、そういった中では私も考えてそれなりに自分の判断できたと思いますので、確かに資料を度々持参できなかったということについては本当に自分のほうでも、これは絶対あかんということではいろいろと反省することは大いにありますので。

○坂倉紀男委員長 世古委員。

○世古安秀委員 持ってこなかったことに対しては反省をしているということをおっしゃいましたね。

○中世古 泉議員 はい。

○世古安秀委員 ここまでにしておきます。もうこれ以上、私は。

○坂倉紀男委員長 浜口委員。

○浜口一利委員 委員会の資料のことでもう一度聞きたいと思います。

委員会の資料を持ってくる、来ないということがはっきりした事実があるもので、それを中世古議員にずっと聞いているところなんですけれども、これは、今日の委員会は何を議題とするかということをお承知で理解した上で出席していた中で資料を忘れたということですか。

○坂倉紀男委員長 中世古議員、挙手して答弁願います。

○中世古 泉議員 よく分かりません。

○坂倉紀男委員長 浜口委員。

○浜口一利委員 分かりませんということであれば、今日の委員会は何を目的とする、何を審議するかということすら分からず来ていたということではよろしいですね。

○坂倉紀男委員長 挙手してください。

○中世古 泉議員 何を審議する、それについては皆さんの意見を聞きながらですので、全くそれには当たらないと思います。

○坂倉紀男委員長 浜口委員。

○浜口一利委員 全く当たらないという返事なんですけれども、本来、議員の心得として、委員会、常任委員会、予算委員会も全てそうなんですけれども、事前に調査をして資料を見てどんな発言をするか勉強をして来るといのが本来なんです。そうすれば、資料は当然、その時点で持っている、ちゃんとそろえた中で調査したり勉強したりして委員会に臨むわけなんです。

臨むときに資料を持ってないということは、そんなことすらできずに臨んでいたというような、そのような私

は理解をしているところなんで本当に憤慨しているんですけども、そのことが事実であれば議員として当然の仕事もできない、それしか言いようがない、そう判断しかないわけなんですけれども、そのあたりはどうですか。

○坂倉紀男委員長 中世古議員、答弁できますか。

○中世古 泉議員 私も出席する限りは皆さんの意見を聞き、その中で私なりの判断でその意見に対してはこうやな、そうやったというふうに判断しておりますので、皆さんの意見をいい意見言うたなどかいろいろと中では考えながら私なりの判断で私は議会にも臨んだように思います。

以上です。

○坂倉紀男委員長 浜口委員。

○浜口一利委員 中世古議員のほうからそのような答弁があったんですけども、委員会の途中で中世古委員からの意見というのは全く、ここ何年も聞いたことがないという事実だけここで言うておきます。

以上です。

○坂倉紀男委員長 中世古議員、意見ありますか。

○中世古 泉議員 私も発言に対しては正直言うてほとんどしてなかったというかできなかったというふうに思います。それはもう事実だと思います。

ただ、全くかと言われるとやっぱりそれなりのことはしたのかなとは思っていますので。

○坂倉紀男委員長 中世古議員、今議題に上っているのは、あなたが、中世古泉議員が無免許運転を承知の上で行ったということが一つ、もう一つは、あらゆる委員会あるいは本会議等においていろんな資料を持ってきたり持ってこなかったりという部分で協議をしておりますが、分かりますか。

○中世古 泉議員 はい。

○坂倉紀男委員長 無免許運転については認めますね。

○中世古 泉議員 はい。

○坂倉紀男委員長 資料を適切に持ち込んでいなかったということも認めますね。

○中世古 泉議員 はい。

○坂倉紀男委員長 ということです。

繰り返すわけですが、このことから、中世古議員に対し、3月1日の本会議において辞職勧告を決議したいと思えます。

よろしいでしょうか、皆さん。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 副議長。

○河村 孝副議長 委員長、すみません、この場で決議していただいとすることは、1日に本会議場で発議をしていただくというの確認です。よろしいでしょうか。

○坂倉紀男委員長 はい。

○河村 孝副議長 はい、分かりました。よろしく願います。

○坂倉紀男委員長 それでは、皆さんにお諮りいたします。

3月1日の本会議においての今申し上げていることについて、辞職勧告決議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、3月1日の本会議において、中世古泉議員に対する辞職勧告決議を行いたいと思います。

発議者は私、坂倉紀男が務め、賛成者は委員の皆様とさせていただきますので、ご承知のほどよろしくお願いをいたします。

改めて、中世古泉議員に申し上げます。よろしいですか。

3月1日の本会議において、あなたに対する辞職勧告決議を行います。

審議終了後、本会議場において弁明を行う意思はありますか。

○中世古 泉議員 いえ、粛々と皆様の判断に従うべきかと思います。

○坂倉紀男委員長 弁明の機会はよろしいですか。

中世古議員。

○中世古 泉議員 一応、弁明というかそういう私なりの発言はさせていただきたいと思います。

○岩井事務局長 弁明を行うという形でよろしいですね。

○中世古 泉議員 はい。

○坂倉紀男委員長 それでは、3月1日の弁明を行うということで、あなたが、中世古泉議員、自らの言葉で弁明を行っていただくよう準備のほどをよろしくお願いいたします。

時間が幾らか経過しましたが、ご協議いただくことは以上です。

委員の皆さんに何かございましたら、ご発言を願います。発言はよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 それでは、ないようですので、これもちまして議会運営委員会を散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午前11時09分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年2月24日

議会運営委員長 坂 倉 紀 男